

# 令和4年度ヒグマ被害防止家庭用電気柵貸出・設置指導業務仕様書

## 1 業務名称

令和4年度ヒグマ被害防止家庭用電気柵貸出・設置指導業務

## 2 業務概要

(1)、(2)に示す業務を行う。

### (1) 電気柵貸出業務

ヒグマの市街地侵入抑制のため、ヒグマによる農作物の被害を防除するための電気柵を、市街地周辺の家庭菜園耕作者等の借受けを希望する者（個人のほか団体を含む。以下「借受け希望者」という。）に貸し出し、耕作者が電気柵の有効性を体験することにより、貸出期間終了後は自らが電気柵を購入し、設置することを促すために実施するものである。

### (2) 電気柵設置指導業務

電気柵は、正しく設置し、適切な維持管理を行わなければ十分な効果が得られないことから、本市の「家庭菜園用電気柵購入補助金交付制度」を活用し、電気柵を購入した者に対して、正しい設置方法や適切な維持管理方法に関する指導を行うものである。

(1)、(2)ともに、被害防止の対象動物はヒグマとし、過去にヒグマが出没した地域、又は出没が相当程度予想される地域の耕作地を対象とする。

## 3 業務期間

契約の日から令和4年11月30日

（電気柵の貸出・設置指導を行う期間は、原則、令和4年6月1日から令和4年10月31日までとする）

## 4 基本事項

### (1) 体制準備

業務に必要な車両、駐車場、調査記録用機材、貸出機器（電気柵）保管設備を準備するとともに、業務に必要な従事者の体制を整えること。

### (2) 業務体制

業務には、ヒグマ被害防止のための電気柵設置作業の知識を有した貸出・設置指導作業員1名、設置状況確認作業員1名が従事できること。また、同時に業務を遂行できるよう2名体制を整えること。

### (3) 業務着手時に提出するもの

ア 業務着手届

イ 業務履行体制表

- ウ 最大 20 組の電気柵を屋内保管できる場所を示す書類
- エ 電気柵の貸出場所を設ける旨と貸出場所を示す書類又は配達する旨の申出書

## 5 業務内容

### (1) 電気柵貸出業務

- ア 受託者は、別添 1 「ヒグマ被害防止家庭菜園用電気柵貸出要領」を熟読し、円滑な業務を執行すること。
- イ 受託者は、当該業務の期間中、委託者が所有する電気柵（令和 4 年度は 50 組）を保管し、本市が適当と認めた借受け希望者に対する電気柵の貸出しと返納受付の業務を行う。保管については、委託者から貸出機器（電気柵）を数回に分けて受け取ることを可能とするが、貸出のため最大 20 組（概ね 7 m<sup>2</sup>程度）の屋内保管ができること。
- ウ 借受け希望者は借受け希望日の 1 週間前までに「ヒグマ被害防止家庭菜園用電気柵貸出希望申請書」を委託者に提出し、委託者が審査承認したうえで「ヒグマ被害防止家庭菜園用電気柵貸出通知書」により借受け希望者に通知するので、受託者は借受け希望者からこれの提出を受けたうえで貸し出すこと。ただし、現にヒグマによる農作物被害を受けていると確認できた場合や周辺で被害が発生している場合の貸出は、緊急性を考慮し委託者の指示により当日又は翌日に貸し出すことができる。
- エ 電気柵の貸出場所は、札幌市内の、借受け希望者が機材の受領・返納がしやすい場所とし、市内各区に貸出・返却場所を設けるか、又は、借受け希望者に対し直接の配達、引取りを行うこと。
- オ 電気柵を貸し出す際は、設置方法・使用方法・危険防止・返納方法等について借受け希望者に十分説明することとし、希望があった場合は簡潔な設置指導を行うこと。また、設置方法の問い合わせにも応じること。
- カ 電気柵の貸出期間は、原則、令和 4 年 6 月 1 日から令和 4 年 10 月 31 日までのうち作物が被害を受ける恐れのある連続した期間とするが、周辺でヒグマの出没等が発生しており、耕作者自ら購入して設置することが間に合わない場合等の理由により、貸出期間延長の希望がある場合は、委託者が適宜判断し延長等を決定する。
- キ 貸し出した電気柵について、概ね 2 週間毎に 1 回点検し、維持管理状況（設置状況（写真）や通電状況等）を報告すること。電気柵の維持管理が適切に行われていない場合は点検を行い、維持管理不良の原因が故障以外の場合は耕作者に適正な措置を取るよう伝えること。
- ク 貸出に供する電気柵は、部品の数量や機能を確認して貸し出すこととし、返納時には破損・紛失の他、機能を確認すると共に、泥などを除去し清潔に保管すること。返却を忘れたと思われる部品等がある場合は、貸出先に確認し返却を求め

ること。破損・紛失状況と返却状況については、各々の貸出期間終了時に委託者に報告し、必要な部品の補充を受けること。

ケ 貸出を受けた耕作者から、委託者が作成したアンケートを配布・回収し、その結果を集約して報告すること。

## (2) 電気柵設置指導業務

ア 受託者は、別添2「ヒグマ被害防止家庭用電気柵設置指導要領」を熟読し、円滑な業務を執行すること。

イ 受託者は、当該業務の期間中、本市の「家庭菜園用電気柵購入補助金交付制度」を活用し、電気柵を購入した者（同一世帯の住民を含む。以下「指導対象者」という。）に対して、正しい設置方法や適切な維持管理方法に関する指導を行う。

ウ 設置指導の期間は、原則、令和4年6月1日から令和4年10月31日までとする。

エ 受託者は、指導対象者の連絡を受け、設置指導を行う日程の調整を行う。

オ 日程決定後、受託者は、委託者に設置指導を行う日程を連絡し、委託者から実施の指示を受ける。

カ 設置指導は、委託者が指示する設置場所で、指導対象者に対して直接行うこと。

キ 受託者は、電気柵の設置方法・使用方法・維持管理方法・危険防止等について、指導対象者に対して十分説明することとし、設置や維持管理、撤去の方法等に関する問い合わせにも応じること。

ク 設置指導終了後、電気柵が適切に設置されたこと等を確認のうえ、指導対象者に対して、その者が所有する「家庭用電気柵設置確認書」の確認者記入欄に、必要事項を記入し、交付すること。なお、指導対象者が「家庭用電気柵設置確認書」の持参を失念した場合に備え、常に予備を所持しておくこと。

ケ 受託者は、設置指導を行った電気柵について、概ね3週間後に1回のみ点検し、点検結果を電話等により指導対象者に報告すること。その際、電気柵の維持管理が適切に行われていない場合には、適正な措置を取るよう伝えること。

## 6 業務区分及び予定数量

業務区分	予定数量	備考
電気柵貸出業務	25	1名に複数セットを貸し出す場合も1件とする。
電気柵設置指導業務	80	

※なお、記載した数量は予定数量であり、その数量の発注を保証するものではない。

## 7 業務対応日及び時間帯

電気柵機材の貸出・返却受付及び設置指導は、原則として令和4年6月1日から令

和4年10月31日（土日祝日含む）の午前9時から午後4時までとする。

## 8 報告

業務終了後に、電気柵の貸出・設置指導状況等を表す報告書及び電子データ（DVD-ROM等）を提出すること。なお、貸出業務において、返納時に欠品があった場合は、その旨も報告書に記載すること。

提出場所 札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課  
(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎12階南側)

## 9 検査

委託者は、本業務の執行状況について随時実地検査を実施することとし、受託者はこれに対応すること。

また、受託者は本業務終了後、別添3「完了届」を提出し、所定の完了検査を受けなければならない。

提出場所 8と同じ

## 10 その他

- (1) 受託者は、本業務の体制についてあらかじめ委託者の承認を得ること。
- (2) 受託者は、貸出用電気柵の保管について保安上の注意を十分に施すものとし、本業務終了後、貸出対象物品の返納検査を受けるものとする。
- (3) 受託者は、本業務を遂行する上で、耕作者等に対し電気柵の購入を強制してはならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は解釈に疑義の生じた事項については、委託者及び受託者双方の協議のうえ処理するものとする。
- (5) 本業務の遂行に当たって生じた著作権等は、すべて委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく他に使用又は公表してはならない。
- (6) 受託者は、この業務の遂行のために行う打ち合わせや調査の内容、提供された資料など知り得た一切の事項について、外部に漏洩がないよう厳重に注意すること。また、委託者が提供する資料等の第三者への提供や目的外の使用をしないこと。
- (7) 受託者は、別添4「個人情報取扱注意事項」を熟読し、個人情報の保護を順守すること。
- (8) 本業務の履行にあたって、問題等が生じた場合は、速やかに委託者へ報告するとともに、迅速かつ誠実に対応を行うこと。
- (9) 本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

## 11 問い合わせ先

環境局環境都市推進部環境共生担当課

札幌市中央区北1条西2丁目

電話：211-2879 担当 佐々木

## ヒグマ被害防止家庭菜園用電気柵貸出要領

〔平成 29 年 4 月 12 日  
環境管理担当部長決裁〕

最近改正 令和 3 年 6 月 1 日

### (目的)

**第 1 条** この「ヒグマ被害防止家庭菜園用電気柵貸出要領」(以下「要領」という。)は、札幌市に居住する一般住民に対し、家庭の作物等がヒグマを誘引することを防止する手法として電気柵が高い有効性を持つことを体験してもらうとともに、ヒグマが侵入しない正しい電気柵の設置方法や適切な管理方法などを普及することにより、ヒグマの市街地侵入抑制策を推進することを目的として、札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課(以下「環境共生担当課」という。)が所有する電気柵の貸出に関して必要な事項を定める。

### (貸出の対象)

**第 2 条** 貸出の対象となるのは、次に掲げる要件をすべて満たす札幌市民とする。ただし、ヒグマの痕跡がある場合、ヒグマによる被害が発生している場合などのうち、ヒグマの侵入が予測され、特に緊急の設置が必要と環境共生担当課が判断する場合はこの限りではない。

- (1) 想定される加害獣がヒグマであること。
- (2) 現にヒグマから被害を受けていること又は被害の対象となることが想定されること。なお、被害とは、主に家庭菜園の作物(農作物として農業生産者又は農業関係団体等が作るものを除く。)に係るものを指す。
- (3) 過去に本事業の貸出を受けていないこと。
- (4) 次に掲げる地域及び場所に設置すること。
  - ア 設置する地域が中央区、厚別区、豊平区、清田区、南区、西区及び手稲区であること。
  - イ ヒグマが出没した場所及びその周辺又はヒグマの市街地侵入抑制のため特に必要と環境共生担当課が判断した場所であること。

### (貸出事業実施期間)

**第 3 条** 毎年度の 6 月 1 日を貸出事業開始日、10 月 31 日を貸出事業終了日とし、この期間を貸出事業実施期間とする。ただし、6 月 1 日又は 10 月 31 日が日曜日の場合には貸出事業開始日又は貸出事業終了日を翌日に、土曜日の場合には各々を翌々日に延期する。

### (貸出の期間)

**第 4 条** 貸出の期間は、貸出事業実施期間のうち作物が被害を受けるおそれのある連続した期間とする。

#### (貸出の希望申請)

**第5条** 貸出を希望する者(町内会等の団体及び法人を含む、以下「申請者」という。)は、貸出を希望する日の概ね1週間前までに、「ヒグマ被害防止家庭菜園用電気柵貸出希望申請書」(様式1、以下「申請書」という。)を環境共生担当課に提出するものとする。

#### (貸出の決定通知)

**第6条** 環境共生担当課は、前条の規定により提出された申請書により、電気柵設置の必要性や効果等を検討し、申請者と電気柵設置に係る調査、設置日等を調整したうえで、適当と認めた場合は、「ヒグマ被害防止家庭菜園用電気柵貸出通知書」(様式2)により、貸出の期間、内容等を通知する。ただし、すでにヒグマによる被害が発生している場合等、環境共生担当課が緊急に電気柵を設置する必要があると判断した場合は、通知を省略することができる。

#### (貸出物品の運搬)

**第7条** 通知を受けた申請者は、環境共生担当課が指定する場所で電気柵等貸出物品を受領し、自らが設置場所まで運搬するものとする。ただし、すでにヒグマによる被害が発生している場合等、環境共生担当課が緊急に電気柵を設置する必要があると判断した場合は、環境共生担当課がこれを運搬する。

#### (貸出物品の返却)

**第8条** 申請者は貸出期間が満了した場合、又は電気柵の設置が不要となった場合は、速やかに環境共生担当課が指定した場所に貸出を受けた物品を返却するものとする。

#### (貸出期間の延長)

**第9条** 申請者が貸出期間の延長を希望する場合は、環境共生担当課に延長する理由及び期間を連絡するものとする。

2 環境共生担当課は、貸出期間の延長の連絡を受け、その延長を希望する理由が妥当と認められる場合は、貸出事業実施期間の範囲で、貸出の期間の延長を認めるものとする。

#### (電気柵の設置、管理等)

**第10条** 電気柵の設置は、別記「ヒグマ被害防止家庭菜園用家庭菜園用電気柵の取扱い方」に基づき、申請者が行うものとし、設置方法の助言、指導や作業の補助は、環境共生担当課または環境共生担当課が指定した技術者が行うことができるものとする。ただし、すでにヒグマによる被害が発生している場合等、環境共生担当課が緊急に電気柵を設置する必要があると判断した場合は、環境共生担当課が設置するものとする。

2 電気柵の管理(漏電防止のための草刈り、バッテリーの充電及び乾電池の交換など)については、申請者が環境共生担当課の指示に従って行うものとする。

- 3 申請者が、電気柵等物品に、今後の使用が困難となる重大な損傷等を与えた場合は、速やかに環境共生担当課に報告するものとし、その修繕等の費用の負担、貸出継続の可否などについては、その都度、環境共生担当課と申請者との協議により決定する。

#### **(貸出状況の管理)**

**第11条** 環境共生担当課は、電子データ等により申請者、貸出期間及び内容等を管理する。

- 2 環境共生担当課は、設置した電気柵の状況及び効果等を申請者に照会することができる。

#### **(経費の負担)**

**第12条** 環境共生担当課は、本事業に基づく電気柵等物品の貸与は、無償で行うものとする。ただし、電気柵のバッテリーの充電に係る電気料金、乾電池の購入費用などの電気柵の維持管理に係る費用は、申請者が負担するものとする。

#### **(その他の留意事項 (安全配慮等))**

**第13条** 申請者は、電気柵の設置及び管理の際には、危険である旨の表示をするなど、貸出した物品を適正に使用し、事故が生じないよう安全に十分配慮すること。

#### **附則**

この要領は、平成29年4月12日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月3日から施行する。

この要領は、令和2年5月27日から施行する。

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

貸出番号：

(様式1)

## ヒグマ被害防止家庭菜園用電気柵貸出希望申請書

(あて先) 札幌市環境局環境管理担当部長

申込日	年 月 日
フリガナ	
申込者氏名	
住 所	〒 ー 札幌市 電話 ( ) ー
設置場所住所	(注... ヒグマの被害に遭った場所やその近くに限りませ)
設置場所の 周 囲 長	(電気柵で囲う家庭菜園の周囲の長さ) m
貸出期間	年 月 日から 月 日まで (使用開始の1週間前までに申込) (最長 10月31日まで)
申請理由	<input type="checkbox"/> 家庭菜園がヒグマの被害にあったため <input type="checkbox"/> 家庭菜園がヒグマの被害にあう可能性が高いため <input type="checkbox"/> その他 ( )

申込者了解事項	(確認しましたら <input type="checkbox"/> 欄に <input checked="" type="checkbox"/> を記入してください。)
電気柵の維持管理(下草刈り、通電確認、ケーブルの張りの確認)を自ら行います。	<input type="checkbox"/>
貸出期間が終了した場合、または途中でも不要になった場合は、速やかに指定された場所に返却します。	<input type="checkbox"/>
貸出終了後は、自ら電気柵を用意してヒグマ対策をすることを検討します。	<input type="checkbox"/>

※ 市役所使用欄

課長	係長	係

(様式2)

札環対第 号  
年 月 日

様

札幌市環境局環境管理担当部長

## ヒグマ被害防止家庭菜園用電気柵貸出通知書

貸出希望のありましたヒグマ被害防止家庭菜園用電気柵につきまして、下記のとおり貸出することに決定したので、ヒグマ被害防止家庭菜園用電気柵貸出要領第6条の規定により通知します。

記

申込者氏名		通知番号	-
住 所	〒 ー 札幌市 電話 ( ) ー		
設置場所 住 所			
貸出期間	年 月 日から 月 日まで		
貸出理由			

### 注意

- ・受渡場所及び返却場所については、同封する「電気柵セットの受け渡しについて」を参照のこと。
- ・下草刈りのほか、ケーブルの張り、電池の状態の確認等電気柵の維持管理を適切に行ってください。
- ・電気柵の設置及び管理の際には、事故が生じないよう安全に十分配慮してください。特に、貸出した機材を適正に使用し、危険である旨の表示を忘れず行ってください。
- ・貸出期間が終了した場合、または途中で不要になった場合は、速やかに指定された場所に返却してください。
- ・貸出終了後は、ヒグマ被害防止のため、購入等による電気柵設置をご検討ください。

担当・問い合わせ先：札幌市環境局環境共生担当課  
電話 011-211-2879

(別記) ヒグマ被害防止用電気柵の取扱い方

## 1 基本事項

- (1) 電気柵の設置、メンテナンス及び撤去は、申請者自身で行う。
- (2) 電気柵の貸出時と返却時で、機材に不足がないかどうか確認する。

## 2 ポールの設置

長いポール（黒）は各コーナーと出入口に、短いポール（白）は長いポールの間の支えとして使用する。

- (1) ワイヤーと草が接触すると漏電して効果が弱くなるため、予め周辺の草を短く刈っておく。
- (2) 電気柵の出入口を1か所決めて、長いポール2本（幅1.2m程度）を立て、残りの長いポールは各コーナー部分に立てる。
- (3) 短いポールは、長いポールの間、ゴムハンマーなどを使って概ね4mごとに打ち込み、各ポールにクリップを4個ずつ差し込む。この時、最下段のクリップは地面から20cm程度とし、それぞれのクリップの間隔を20cmごとに揃える。

## 3 ワイヤーの設置

- (1) 出入口となる長いポールの最下段のクリップに固結びさせた状態から、各ポールの最下段のクリップを通して架線する。
- (2) 出入口となる長いポールのもう一方まで到達したら、ゲートの幅プラス30cm程度の長さでワイヤーをカットし、ゲートハンドルのバネ部分にワイヤーを固結びする。
- (3) 残り3段のワイヤーも同様に架線する。
- (4) 各段のワイヤー数箇所（少なくとも長いポール間で一箇所ずつ）を、縦に結んで連結する。

## 4 パワーユニット・アース・危険表示板の取付

- (1) 電池を入れたパワーユニットを、最上段のワイヤーにぶら下げる。
- (2) 赤色の線をワイヤーに、緑色の線をアース棒につなぐ。
- (3) アース棒は、埋め込むほど効果が上がるため、可能な限り深くまで埋め込む。
- (4) ワイヤーに、危険表示板のプラスチック看板を取り付ける。
- (5) パワーユニットのスイッチを入れる。

## 5 安全対策

- (1) 家庭用電源のコンセントからそのまま通電しない。
- (2) ペースメーカーや除細動器を装着している人は、直接触れない。
- (3) 雷発生時はワイヤーに高圧電気が溜まっていることがあるため、電気柵に近づかない。
- (4) 農作業のため畑の中に入る時は、パワーユニットの電源を切る。

## 6 メンテナンス

- (1) 電圧は定期的に電圧測定器で確認し、6000V以上を保つ。
- (2) 漏電防止のため、ワイヤーと草が接触しないように定期的に草刈りを行う。

貸出番号：

(様式1)

## ヒグマ被害防止家庭菜園用電気柵貸出希望申請書

(あて先) 札幌市環境局環境管理担当部長

申込日	年 月 日
フリガナ	
申込者氏名	
住 所	〒 ー 札幌市 電話 ( ) ー
設置場所住所	(注... ヒグマの被害に遭った場所やその近くに限りませ)
設置場所の 周 囲 長	(電気柵で囲う家庭菜園の周囲の長さ) m
貸出期間	年 月 日から 月 日まで (使用開始の1週間前までに申込) (最長 10月31日まで)
申請理由	<input type="checkbox"/> 家庭菜園がヒグマの被害にあったため <input type="checkbox"/> 家庭菜園がヒグマの被害にあう可能性が高いため <input type="checkbox"/> その他 ( )

申込者了解事項 (確認しましたら  欄に  を記入してください。)

電気柵の維持管理 (下草刈り、通電確認、ケーブルの張りの確認) を自ら行います。

貸出期間が終了した場合、または途中でも不要になった場合は、速やかに指定された場所に返却します。

貸出終了後は、自ら電気柵を用意してヒグマ対策をすることを検討します。

※ 市役所使用欄

課長	係長	係

貸出番号：

(様式1)

## ヒグマ被害防止家庭菜園用電気柵貸出希望申請書

(あて先) 札幌市環境局環境管理担当部長

申込日	令和 ● 年 □ 月 ○ 日
フリガナ	サッポロ タロウ
申込者氏名	札幌 太郎
住 所	〒 060-8611 札幌市 中央区北1条西2丁目 電話 (011) 211 - 2879
設置場所住所	札幌市●●区△△条□□丁目◇◇-▲▲ (注... ヒグマの被害に遭った場所やその近くに限りませ)
設置場所の 周 囲 長	(電気柵で囲う家庭菜園の周囲の長さ) 70 m
貸出期間	令和 ● 年 △ 月 ◆ 日から ■ 月 ▲ 日まで (使用開始の1週間前までに申込) (最長 10月31日まで)
申請理由	<input type="checkbox"/> 家庭菜園がヒグマの被害にあったため <input checked="" type="checkbox"/> 家庭菜園がヒグマの被害にあう可能性が高いため <input type="checkbox"/> その他 ( )

申込者了解事項	(確認しましたら □ 欄に ✓ を記入してください。)
電気柵の維持管理 (下草刈り、通電確認、ケーブルの張りの確認) を自ら行います。	<input checked="" type="checkbox"/>
貸出期間が終了した場合、または途中でも不要になった場合は、速やかに指定された場所に返却します。	<input checked="" type="checkbox"/>
貸出終了後は、自ら電気柵を用意してヒグマ対策をすることを検討します。	<input checked="" type="checkbox"/>

※ 市役所使用欄

課長	係長	係

令和2年(2020年)4月2日

環境管理担当部長決裁

## ヒグマ被害防止家庭用電気柵設置指導要領

### 第1 目的

この「ヒグマ被害防止家庭用電気柵設置指導要領」(以下「要領」という。)は、札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課(以下「環境共生担当課」という。)が行う「家庭菜園用電気柵購入補助金交付事業」を活用し、家庭菜園用電気柵(以下「電気柵」という。)を購入した市民に対し、正しい設置方法や、適切な維持管理方法を指導することで、ヒグマの市街地侵入抑制策の効果を高めることを目的として、環境共生担当課が行う設置指導に関する必要な事項を定める。

### 第2 設置指導の対象

設置指導の対象は、環境共生担当課が行う「家庭菜園用電気柵購入補助金交付事業」を活用し、電気柵を購入した市民(同一世帯の住民を含む。以下「指導対象者」という。)に限る。

### 第3 家庭菜園用電気柵購入補助事業

家庭菜園用電気柵購入補助金交付要綱(別添)参照

### 第4 設置指導事業実施期間

- (1) 次号に定める事業開始日から事業終了日までの期間を事業実施期間とする。
- (2) 毎年度の6月1日を事業開始日、10月31日を事業終了日とする。ただし、6月1日又は10月31日が日曜日の場合には事業開始日又は事業終了日を翌日に、土曜日の場合には各々を翌々日に延期する。

### 第5 設置指導の手続き

- (1) 指導対象者は、設置指導を希望する日の概ね1週間前までに、電話等により、環境共生担当課が指定した事業者(以下「事業者」という。)と、設置指導を受ける日程の調整を行う。
- (2) 日程の調整後、事業者は、決定した日程を電話等により環境共生担当課に通知する。
- (3) 日程等が適当と認められる場合、環境共生担当課は、事業者に対し設置指導の指示を出す。
- (4) 指導対象者は、電気柵を設置する家庭菜園において、事業者より正しい設置方法や適切な維持管理方法の説明を受けるものとする。
- (5) 電気柵が適切に設置されたこと等を確認後、「家庭菜園用電気柵設置確認書」に必要な事項を記入のうえ、指導対象者に交付する。
- (6) 事業者は、電気柵設置から概ね3週間後に1回のみ、維持管理状況等の点検を行う。
- (7) 事業者は、点検の結果を電話等により指導対象者に通知し、措置が必要な場合は、その対応法を指示する。

## 第6 経費の負担

設置指導の経費は、環境共生担当課が負担することとする。

## 第7 その他の留意事項（安全配慮等）

指導対象者は、電気柵の設置及び管理の際には、危険である旨の表示をするなど、機材を適正に使用し、事故が生じないよう安全に十分配慮すること。

役務一第9号様式 完了届

# 完了届

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所  
商号又は名称  
職 ・ 氏 名

印

名 称 令和4年度ヒグマ被害防止家庭用電気柵貸出・設置指導業務

上記役務は、令和 年 月 日に完了したのでお届けします。  
(なお、完了した役務の内容は、作業日誌等にて逐次報告したとおりです。)

備考 札幌市競争入札参加資格者(物品・役務)は、電子メールによる提出(押印不要)を可とする。送信先等の提出方法は札幌市の指示に従うこと。

..... (以下、札幌市使用欄) .....

受付	令和 年 月 日	完了を確認した職員	印
----	----------	-----------	---

課 長	係 長	係

令和 年 月 日上記のとおり完了届の提出があったので、この役務の履行検査に係る検査員及び立会人については次の者に命じ、令和 年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 職 氏 名

立会人 職 氏 名

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反しているとき、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。